JSDA

一般社団法人 日本シヤッター・ドア協会

64
January 2023

CONTENTS

3　年頭所感

・2023年 年頭ごあいさつ

4　ニュース

・定例理事会を開催
・シャッター施工技能検定制度化に向けた
　トライアル試験を開催

5　スポットライト

令和四年度 優秀施工者国土交通大臣顕彰
青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰

6　特別寄稿

・開かずの扉
　一般社団法人 東京都建築士事務所協会
　会長　児玉 耕二 氏

7　新会員企業紹介

・兼松トレーディング株式会社
・BX 東北鐵矢株式会社

8　会員企業紹介

・旭金属工業株式会社
・文化シヤッターサービス株式会社

9　JSDA のあゆみ

防犯性能の高い建物部品の自主管理と
事故の再発防止策の推進、
点検法制化に向けた取り組み強化

10　キーワード解説

今回のテーマ：「インボイス制度」

今号の表紙

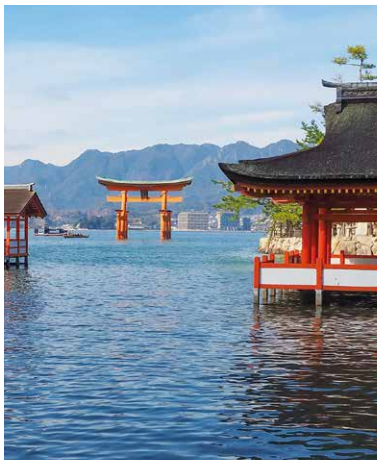

宮島・嚴島神社の大鳥居（広島県 廿日市市）

世界遺産に登録されている国宝嚴島神社。この神社社殿から約160mの海上に建てられた高さ16.6m、棟の長さ24.2m、主柱まわり9.9m、総重量約 60t の木造の「大鳥居」。平安時代から数えて9代目にあたるとされ、明治8年に再建された国の重要文化財に指定されている「大鳥居」が、このほど3年半に及ぶ令和の大規模修繕工事を終え、令和5年の初詣客を迎える。

年頭ごあいさつ

一般社団法人　日本シヤッター・ドア協会
会　長　**潮　崎　敏　彦**

年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。
旧年中は、当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、未だ収束を見通すことができない新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻をはじめ緊迫化する国際情勢、エネルギー・食料品を中心とした物価の上昇、急速に進んだ円安など、経済社会全般に渡り、内憂外患の一年となりました。
我が国の景気は、緩やかに持ち直しているとされ、底堅い動きとなっている建築着工、住宅着工の下で、シャッター・ドアの出荷量も回復傾向が見られます。しかしながら、高止まりしている鋼材価格や電子部品の不足のほか、世界経済減速の影響、さらなる物価高なども懸念され、これからの情勢は予断を許さず、今後の動向を注視していく必要があります。

さて、2023年を迎え、本年も当協会は、防火設備をはじめとしたシャッター・ドア等の性能向上と適切な品質・安全性の確保、健全な普及を図るための事業を行い、安全・安心な社会の実現に向けた活動に取り組んでまいります。
シャッター・ドアに関する各種基準類の策定・改定、製品安全の確保に向けた取り組み、所定の性能を有するシャッター・ドアの認定等は、協会活動の基盤となる事業であり、引き続き、着実に推進してまいります。
その上で、重点的に取り組む課題として、まずはストック対策の推進です。
防火設備定期検査報告制度が施行されてから本年で7年目になりますが、当協会が受託している防火設備検査員講習の実技講習を引き続き着実に実施していくとともに、昨年から開始した検査員の実務能力向上のためのＷＥＢ講習の実施などを通じて、定期検査報告制度のより的確な運用、推進を目指してまいります。
また、当協会の資格である、「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」制度を的確に運用するとともに、当協会が定めた「6月1日　点検の日」、「9月1日　安全の日」の活動等を推進することにより、シャッター・ドアのストックの適切な維持管理や安全性の確保に努めてまいります。
次に、シャッターの施工者に関する資格制度の導入です。
シャッター施工者の確保・育成と地位の向上、施工品質の向上等を図るため、プロジェクトチームの取り組みの成果を基に、2023年度からシャッター施工者に関する協会資格試験を開始します。
また、この協会資格の実績をベースに、国家資格である技能検定制度への移行、さらには、建設キャリアアップシステム、登録基幹技能者制度の導入を目指し、施工者の適切な能力評価や処遇改善に結びつけてまいります。
さらに、浸水防止用設備など、防災・減災に寄与する商品の普及です。
近年多発している台風や集中豪雨による浸水被害に対応するため、当協会が中心となってＪＩＳを制定した浸水防止用設備について、業界としての技術標準の策定を目指すとともに、重点的な広報活動を展開し、浸水防止用設備の普及を推進してまいります。

本年こそは、コロナ禍を乗り越え、経済社会活動の正常化が進むことが期待されますが、一方で、引き続き、地球環境の保全、激甚化する自然災害への対応、世界規模の物価高や経済の減速懸念への対応など、さまざまな課題に直面しています。
私共の業界が社会のインフラを支え、安全、安心、かつサステナブルな社会の実現に寄与するという自負を持ち、会員の皆様とともに、社会や業界に対する要請に応え得る活動を進めてまいります。関係者の皆様には、変わらぬご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
最後になりますが、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

1 定例理事会を開催

第 35 回定例理事会

2023 年 1 月 10 日（火）16 時 30 分より、ホテルグランドアーク半蔵門 3 階「トパーズ」にて第 35 回定例理事会が開催されました。

議題として「シャッター施工技能検定制度化」、「防火設備定期検査報告制度」について報告を行い、審議・了承されました。

なお、2023 年の賀詞交歓会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から昨年同様、中止と致しました。

2 シャッター施工技能検定制度化に向けたトライアル試験を開催

2022 年 12 月 16 日 、東京都立城東職業能力開発センターにおいて、シャッター施工技能検定制度化に向けたトライアル試験を実施しました。

試験は 1 級、2 級、3 級にわかれ、各学科試験、実技試験を、各 8 名の受験生役の方に協力を頂き、実施したもの。当日は、シャッター施工技能検定プロジェクトチームのメンバーをはじめ、協力会員、協会関係者の他に、厚生労働省職業能力検定官及び専門調査員も立ち会われ、2023 年夏に実施予定の協会検定に向け、改善点の確認を行いました。

ご協力を頂いた協会会員の方々、受験生役の施工技術者の方々、本当にありがとうございました。

上段左より、受付、学科試験、実技試験の様子

下段はトライアル試験実施メンバーの皆さん

令和四年度　優秀施工者国土交通大臣顕彰
青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰

優秀施工者国土交通大臣顕彰式典及び青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰が 2022 年 10 月 18 日に東京・有楽町のよみうりホールで開催され、当協会からは 4 名が大臣顕彰者（建設マスター）、2 名が局長顕彰者（建設ジュニアマスター）として顕彰されましたので、ご紹介します。

「建設マスター」は、建設現場において工事施工に直接従事し、優秀な技能・技術を有する建設技能者を「優秀施工者」として国土交通大臣が顕彰することで、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を促進するとともに、その社会的評価・地位の確立を図り、建設業の健全な発展に資することを目的として 1992 年度に創設されました。

「建設ジュニアマスター」は、青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰の通称となり、2015 年度に創設されました。次世代の建設現場の担い手を確保・育成すること、建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図ることを目的としています。

国土交通大臣顕彰〈建設マスター〉

佐々木　英雄　氏
（推薦：三和シヤッター工業（株））

波多野　修二　氏
（推薦：文化シヤッター（株））

柏原　信広　氏
（推薦：東洋シヤッター（株））

山本　延介　氏
（推薦：金剛産業（株））

不動産・建設経済局長顕彰〈建設ジュニアマスター〉

北原　開　氏
（推薦：三和シヤッター工業（株））

原　光明　氏
（推薦：（株）鈴木シャッター）

特別寄稿

開かずの扉

一般社団法人 東京都建築士事務所協会
会長 **児玉 耕二** 氏

いる時いらなくて、いらない時いる物はなに？というなぞなぞがある。扉でも使う時開けて、使わない時に閉めておくものが少なくない。扉の機能はこの両方の場面に対応できることにあるが、開ける頻度によって様々なタイプがある。締め切ることに意義がある金庫扉、締め切って役に立つ防音扉もある。空間のオープン化、透明性が求められる現代建築において、開かずの扉はその存在を消し去るようにデザインされることが多い。

昨年の６月、善光寺の御開帳を訪ねる機会に恵まれた。そこには７年に一度しか開かれない扉がある。絶対秘仏の御本尊の身代わりである前立本尊をお迎えして行われる宗教行事である。御開帳の時のみ扉が開き秘仏の仏像が拝めるイベントであるが、『御開帳』とはまさに扉が稀に開かれることを意味する大イベントである。

考えてみると開かずの扉には古代よりベールに包まれた奥義や秘密があり、特別な場合にのみ開く扉は物語をつくる。開けるプロセスに労力がかかればかかるほど、開く機会が稀であればあるほど、その瞬間のありがたみは増してくる。最近では開かない扉というと防災に関わる扉が多いが、古い建築や格式を重んじる施設では時々開かずの扉に出くわすことがある。扉として形が大きく変わるわけではなく、むしろ扉はサインとしての意味合いが強い。奥の間の尊さを誇示することもあり、稀にしか開かない機能を示す仕掛けがあることもある。多くは物語や由緒を伴いそのことを示すサインが込められている。一枚の扉が自己主張し物語を伴うと、存在感を増し主役の座に座ることができる。効率性や機能性のみに走らず、存在感のある扉があると建築空間がもっと楽しくなってくるのではないか。

兼松トレーディング株式会社

当社は 1970 年、総合商社・兼松株式会社のグループの一角として産声をあげました。

以来、半世紀に亘り鉄鋼関連商品の販売一筋に力を注ぎ、現在では長年培った普通鋼材の国内販売にとどまらず、鉄鋼原料、特殊鋼の国内販売、輸出、輸入、三国間貿易へと、時代のニーズに合わせ、様々な事業領域、事業形態にチャレンジしてまいりました。

当社は「透明性の高い経営に取り組み、取引先様をはじめ、広く社会にご評価頂ける企業を目指す」ことを経営理念として掲げております。 この理念のもと、100 年企業を目指し、弛まぬ努力を続けてまいります。

JSDA に期待すること

会員の皆様との交流、業界及び製品情報の収集等、新たな分野への参入のため入会させていただきました。

現代社会を鮮やかに彩るクリエイティブな発想力と兼松グループの総合力による色彩イノベーションで貢献が出来るよう取り組んで参ります。

所 在 地 : 東京都中央区日本橋小網町 19-5
akebono 日本橋ビル
事業概要 : 鋼材、土木資材、建築資材、製鉄原料、製鋼原料、ステンレス、
特殊鋼等の国内外への販売、
鉄骨工事及び内外装請負工事（プリント化粧鋼板、防火戸、樹脂サッシ等の取り扱い）
公式 HP : https://www.e-kgt.com/

代表取締役社長
江見 智維 氏

BX 東北鐵矢株式会社

当社は、1979 年に東北鐵矢工業株式会社として、この鶴岡市田代広瀬に創業しました。

2013 年には、文化シヤッターグループの一員となり社名を BX 東北鐵矢株式会社と変更しました。創業当初よりスチールドアを中心に製造販売し、地元の主要な建物への納入はもとより、東北の他県または関東エリアへも納入をしております。

生産性の向上や働き方の改革だけでなく環境負荷低減にもつながる活動を積極的に取り入れております。スチールドアを通じて社会へ貢献し、快適環境のソリューショングループを目指しております。

JSDA に期待すること

業界の状況、今後の動向、材料価格の高騰などの情報提供に期待します。

所 在 地 : 山形県鶴岡市田代
字広瀬 16 番地
事業概要 : 鋼製建具の製造
公式 HP : https://tohoku-tetsuya.com

代表取締役社長
松田 紀之 氏

「オープンファクトリー郡山＋
小さな扉の組立体験」

キャンプ用品・ロケットストーブ

旭金属工業株式会社

1965 年の創業以来、自社工場で鋼製建具を製造して私で 3 代目となります。納期、品質共に高い水準を維持できるように努力し、お客様から評価をいただいております。その他アルミ・ステンレスサッシ、自動ドア、シャッター、各種金属製の既製・特注金物の請負工事もしております。また、2019 年の台風 19 号の水害で床上 1.3m まで浸水し全ての機械が故障、書類や図面が廃棄となる中、皆様の温かいご支援や援助のおかげで何とか事業を再開することができました。この場を借りて御礼申し上げます。その経験から防水保管庫を開発したり（開発途中）、異分野のキャンプ用品であるロケットストーブを製作したり、福島県内初のオープンファクトリーに参加するなど、様々なチャレンジをしています。

JSDA に期待すること

様々な情報をいち早くいただけることと、鋼製建具の性能・工法の向上を推進していただいていることをありがたく思っています。

所 在 地：福島県郡山市田村町下行合
字田ノ保下 1 番地 18
事業概要：鋼製建具製造・販売
その他の金属製建具工事・
建築金物工事の請負
公式 HP：http://www.asahi-mi.co.jp/

代表取締役
松本　茂 氏

文化シヤッターサービス株式会社

当社は 1969 年に文化シヤッター（BX）製品のアフターサービスを担う企業として創立、成長してきました。

BX グループでは「ライフ・イン」「ライフロング・パートナーシップ」をコンセプトに掲げており、当社はメンテナンス体制の充実を使命に、サービス品質の向上、そして専門家としてお客様の立場に立った製品ケアを提供しています。

当社は“もの”を造る会社ではなく社員が財産であり、行き届いた教育システムのもと、365 日 24 時間対応の ATSS（アットタイムサービスシステム）で、全国 131 拠点のサービスステーションよりお客様のもとへ駆けつけます。

JSDA に期待すること

シャッターやドアなどを設置している建物をお持ちのお客様に対して、製品に対して定期的な点検やメンテナンスの大切さを広く知らしめていただくことを期待します。

所 在 地：東京都豊島区西巣鴨
4 丁目 14 番 5 号
事業概要：各種シャッター、ドア、
パーティション等の製品の
修理、点検
公式 HP：https://www.bunka-shutter-service.co.jp/

代表取締役
中島 省吾 氏

当協会がより安全で安心できる社会の形成にどのように貢献してきたかをご紹介します。

防犯性能の高い建物部品の自主管理と事故の再発防止策の推進、点検法制化に向けた取り組み強化

防犯性能の高い建物部品の自主管理を推進

住宅への侵入窃盗が過去 10 年間で大幅に増加してきた 2002 年、警察庁、経済産業省、国土交通省は、シャッター、ドア、鍵、ガラスなどメーカーの業界団体と共同で防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を設置。その下部組織として発足した部品別検討委員会の一つである「シャッター・ドア・サッシ検討委員会」に協会からメンバーが参加し、これまでシャッターやドアにはなかった防犯性能の基準づくりが進められることになりました。既に協会では、2002 年に設置した「シャッター防犯対策研究会」において、シャッター破り等の実態把握と今後の課題について検討を進めており、翌年にはシャッターへの犯罪手口の実態と対策を紹介した「シャッター防犯の手引き」を、国や関係機関から推薦を得て刊行しました。その後、官民合同会議が約 1 年半にわたって防犯性能の高い建物部品の開発・普及をテーマとした検討を行い、防犯性能試験を実施してきた結果、2004 年に「防犯性能の高い建物部品目録」が公表され、軽量シャッター、重量シャッター、シャッター用スイッチボックス、ドア B 種（スチールドア）、窓シャッターの 5 種類について、協会が防犯性能試験の申請窓口となりました。同目録に登載された製品タイプは、当協会の会員トータルで 432 タイプにのぼり、対象となる製品やカタログ等には「5 団体統一ロゴマーク」が貼付されることになりました。

官民合同会議の事業を引き継ぎ、防犯性能の高い建物部品の普及および会員による新たな建物部品の開発を促すため、協会は「防犯性能の高いシャッター・ドア等自主管理委員会」を設置。オーバーヘッドドアを含めた 6 種類の製品を対象に防犯性能の審査を行い、評価されたものには 5 団体統一のロゴマークが入った「自主評定ラベル」の貼付を行う取り組みがスタートしました。さらに、消費者に対して防犯性能の高い建物部品の普及活動を促進する目的で、同委員会が作成した「防犯性能の高い建物部品ガイドライン」を刊行しました。

シャッター・ドアによる事故の再発防止策を推進

2005 年の危害防止機構の設置義務化により、防火シャッター・ドアの閉鎖作動時の安全性がより一層高まることになりましたが、協会の重点テーマの一つである「安全対策の推進」を図るため、2004 年に「JSDA 総合安全対策研究会（略称 RAS）」を設置。さらに、翌年にはシャッター・ドアの事故報告および安全対策に関する規定を策定する「シャッター・ドア事故報告制度」の運用がスタートしました。同制度は事故の再発防止という観点から定められたもので、万一、協会員の取り扱う製品によって事故が発生した場合は速やかに協会に報告を行い、事故情報を分析して再発防止策と安全対策の基準化を検討するものです。そして、翌年に設置した「シャッター・ドア安全対策検討委員会」が主体となり、総合的な安全対策に取り組んでいくことになりました。

点検法制化に向けた取り組み強化

2004 年に「JSDA 総合安全対策研究会」、2006 年には「防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部」が設置され、同推進本部の下に「防火シャッター・ドア等安全システム研究会」が発足。シャッター・ドアの安全性を維持するための安全・安心施策の研究と、点検法制化に向けた本格的な検討がスタートすることになりました。そして同年、「防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部」の第二弾となる「シャッター・ドア等点検制度検討委員会」が発足し、翌年に「シャッター・ドア等点検制度構築の提言」がとりまとめられました。

その一方で、建築基準法第 12 条に基づく特殊建築物等の定期調査報告制度に関しては、2003 年より防火区画用の防火設備について、定期的な作動点検を実施しているかどうかの調査を確認することとされ、協会の点検方法が例示されました。また、2008 年以降は、「各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認すること」が明記され、作動状況の確認を行うことが実質的に制度化されることになりました。なお、国土交通大臣の諮問機関として同年より開催されている「社会資本整備審議会建築分科会　建築物等事故・災害対策部会の定期報告制度ワーキンググループ」では、防火設備に関わる定期調査の円滑な実施のためには、防火設備について専門的に調査を行う技術者を建築基準法令上に位置づけ、適切な定期調査を推進する必要があるという主旨の検討が行われることになりました。

協会においては、シャッター・ドアの保守点検に関する制度のあり方を検討するため、2010 年に「シャッター・ドア保守点検推進研究会」、翌年には「製品安全普及事業検討委員会」を発足させ、シャッター・ドアの保守点検の法制化に向けた、安全・安心な施策を構築するための取り組みが加速していくことになりました。そして 2014 年 6 月 4 日に公布された建築基準法の改正に伴い、定期調査・検査報告制度の強化が新たに盛り込まれ、「防火設備に関する検査報告制度の導入」が決定し、専門的な知識と技能を有する者が防火設備を検査する仕組みが導入されることになりました。

キーワード解説 03

今回のテーマ　インボイス制度

さまざまなキーワードを解説するコーナー。今回のテーマは 2023 年 10 月 1 日から開始される「インボイス制度」です。今号では同制度の概要とあわせて、この制度の適用によって必要となる対応について紹介します。

Q インボイス制度とは？

A インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために作成される書類のことで、現行の「区分掲載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された「適格請求書」を指します。現在使用されている請求書等の書類は、適用税率や消費税額が記載されていないことがほとんどであり、この書類等の受領をもって**消費税の仕入税額控除**が認められています。

しかし、**2023 年 10 月 1 日以降のインボイス制度導入後は、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）が発行する書類以外は、消費税仕入税額控除は認められなくなります。そのため、消費税免税事業者（以下、免税事業者）への支払いにおいては、控除されない分だけ自社の納税額が増加することになります。**つまり、適格請求書ではない書類に対して支払った消費税額は消費税仕入税額控除対象外となるため、消費税納付額が増額となるだけでなく、消費税仕入税額控除対象外額を費用計上（租税公課計上）することから、営業利益以下の利益項目にも影響することとなります。

Q 消費税免税事業者とは？

A 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下で、課税事業者登録をしていない事業者です。免税事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はなく、適格請求書の発行はできません。

一方、消費税課税事業者（以下、課税事業者）は基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者で、消費税の申告及び納付を行う必要があります。また、課税事業者登録の義務があり、登録後にはインボイスの発行が行える事業者となります。

インボイス制度では、免税事業者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。これは、免税事業者はインボイスを発行できないためですが、経過措置として、インボイス制度の導入から当面の間は、現行の「区分記載請求書等」であっても一定割合の仕入税額控除が認められています。

Q 経過措置とは？

A 繰り返しになりますが、**インボイス制度の導入後は、免税事業者への支払いについては、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後 6 年間は、免税事業者への支払いについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。**

例えば、課税事業者である A 社が免税事業者である B 社への支払いが生じた場合、B 社からインボイスを受領しなくても、制度開始から 3 年間（2026 年 10 月 1 日まで）は消費税相当額の 80%、その後 3 年間（2029 年 10 月 1 日まで）は 50% の仕入税額控除が可能ですが、**6 年目となる 2029 年 10 月 1 日以降は仕入税額控除が不可となります。**

Q インボイス制度導入で必要な対応は？

A 自社が課税事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録申請により 13 桁の適格請求書発行登録番号を取得する必要があります。

その一方で、免税事業者との取り引きにおいては、事前に文書を通知してインボイス制度への理解を求めることになりますが、適格請求書発行事業者の登録手続き（※）を行うかどうかは各事業者の**“任意判断”**となります。**特に、工事下請業者等に対して、適格請求書発行事業者の登録申請への強制・誘導、適格請求書発行事業者を選択しなかった場合の取引制限、消費税相当額の支払いカット、一方的な工事単価の改定や減額は下請法に抵触することになるため、十分な注意が必要となります。**

※ 2023 年 10 月 1 日からインボイスを交付するためには、2023 年 9 月末までに登録申請を行う必要があります。

消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的な質問や相談は、国税庁「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けています。
【専用ダイヤル】0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00（土日祝日除く）

謹賀新年

（社名五十音順）

株式会社キンマツ 代表取締役　増　井　茂　夫 〒536-0001 大阪府大阪市城東区古市３丁目６番12号 TEL：06-6939-1461　FAX：06-6939-0110 URL：http://www.kinmatu.co.jp/	**株式会社シブタニ** 代表取締役社長　石　橋　芳　男 〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町 1-2-13 TEL：06-6222-8188　FAX：06-6222-8189 URL：https://www.shibutani.co.jp
末広金具株式会社 代表取締役　木　内　　努 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-12-16 TEL：03-3861-4411　FAX：03-3866-8029 URL：https://www.suehirokanagu.co.jp	**杉山製機株式会社** 代表取締役　杉　山　義　継 〒939-0351 富山県射水市戸破 624 TEL：0766-50-1007　FAX：0766-55-2212 URL：https://r.goope.jp/sr-16-163811s0020
BX新生精機株式会社 代表取締役　森　田　滋　仁 〒675-2444 兵庫県加西市鴨谷町 687 番地 TEL：0790-44-1161　FAX：0790-44-2271 URL：https://www.shinseiseiki.co.jp	**リョービ株式会社** 代表取締役社長　浦　上　　彰 〒726-8628 広島県府中市目崎町 762 TEL：0847-41-1111　FAX：0847-43-6111 URL：https://www.ryobi-group.co.jp/

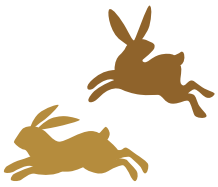

上野東照宮（東京都）

上野東照宮は 1627 年創建の東京都台東区上野公園に鎮座する神社です。東照宮とは徳川家康公（東照大権現）を神様としてお祀りする神社で、日光や久能山の他、全国に数多くあります。

1616(元和 2) 年 2 月 4 日、天海僧正と藤堂高虎は危篤の徳川家康公の枕元に呼ばれ、三人一つ処に末永く魂鎮まるところを作って欲しいと遺言されました。天海僧正は藤堂高虎らの屋敷地であった今の上野公園の土地を拝領し、東叡山寛永寺を開山。境内には多くの伽羅が建立されました。1627(寛永 4) 年、その一つとして創建した神社「東照社」が上野東照宮の始まりです。

上段左「社殿 (金色殿) 正面」、上段右「社殿 (金色殿) 側面」
下段左「唐門」、下段中「昇り龍」、下段右「透塀」

◆ 社殿（金色殿）

国指定重要文化財保護のため、社殿内は非公開となっています。金色殿と呼ばれており、参道側から拝殿、幣殿、本殿の三つの部屋から構成される権現造です。金色殿全面には鷹、周囲には牡丹、側面には鳳凰と格が高いとされる動植物の彫刻が見られます。

◆ 唐門

正式名称は唐破風造り四脚門。柱内外の四額面には左甚五郎作の昇り龍・降り龍の彫刻があり、毎夜不忍池の水を飲みに行くという伝説があります。偉大な人ほど頭を垂れるということから、頭が下を向いている方が昇り龍と呼ばれています。

◆ 透塀

菱格子の向こう側が透けて見えるのでこの呼び名があります。金色殿の東西南北を囲んでおり、上段には野山の動物と植物、下段には海川の動物の彫刻が内外両面に 250 枚以上、色鮮やかに生き生きと表現されています。

上野東照宮 HP より

JSDA会報　2023 年・新春号

発 行 日 : 2023 年 1 月　通巻第 64 号
発 行 者 : 一般社団法人 日本シヤッター・ドア協会

〒102-0074　東京都千代田区九段南 3-7-14　VORT 九段 7F
tel.03-3288-1281（代）/fax.03-3288-1282
URL:https://www.jsd-a.or.jp